

2015年度予算要求の回答書(その1)

昨年12月22日に厚木市長に提出した2015年度(平成27年度)予算要求書の回答が2月26日に届きました。順次お知らせします。

今回は、1、医療・福祉の充実を ①～⑧ です。

1、医療・福祉の充実を

- ① 介護保険事業は、実態をよく把握し、対象者・家族がより利用しやすいものとする。

本市では、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護予防、住まい及び日常生活の支援を一体的に提供することができる地域包括ケアシステムの構築に向け、平成27年度から、「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいります。

計画の策定に当たりましては、アンケート調査を実施し、意向や実態把握に努め、必要な方に必要なサービスが提供できるよう、市民の皆様のニーズに沿った計画づくりを進めてまいります。

(介護保険課)

- ② 要支援1・2については、引き続き、介護保険事業として実施するよう国に要望すること。また、介護予防についてもきめ細かな対策を講じること。

要支援1・2に認定された方へのサービス(介護予防給付)の訪問介護及び通所介護につきましては、介護保険制度改正に伴い、介護保険制度の地域支援事業へ移行させることとなりました。

これは、全国一律のサービス(種類・内容・運営基準・単価等)ではなく、地域の実情に応じ、市町村の判断において地域の資源となる多様な主体(ボランティ

ア、NPO、民間企業、社会福祉法人等)を活用して柔軟に取り組むことにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるようにするためのものです。

移行後の事業も、介護保険制度内でのサービス提供となり、今後も、介護予防と併せ、きめ細かな対策を講じられるよう努めてまいります。(介護保険課)

- ③ 特別養護老人ホームなど高齢者施設の待機者解消のために、増床等の対策を講じること。入所者については、要介護1・2も対象とするよう国に要望すること。

本市では、老人福祉施設の待機者解消に向け、第5期の厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、施設の整備を位置付け、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設整備を進めてまいりました。

また、来年度以降につきましては、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を予定しており、計画策定に当たっては、今後の要介護者や入所待機者等の状況を見据えつつ、国・県・近隣市町村と調整を図り、整備について検討してまいりたいと考えております。

なお、要介護1又は2の方につきましては、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められ



る場合は、特例的に施設への入所が認められております。

(高齢福祉課・介護保険課)

- ④ 介護従事者が専門職として生きがいをもって働けるよう、恒久的な待遇改善を行い、研修を充実させること。従事者の実態をよく把握すること。

介護労働者の待遇改善につきましては、国において、平成24年度から介護職員処遇改善加算が創設されており、平成27年度の報酬改定におきましても対応が検討されているところであり、本市におきましては、人材確保対策事業により、人材の確保、キャリアアップの支援に努めているところです。

今後につきましても、事業所との意見交換の場等を通じ、ニーズの把握に努めてまいります。(介護保険課)

- ⑤ かなちゃん手形の助成制度については、高齢者のより一層の社会参加をはかるため、対象年齢を65歳に引き下げること。「かなちゃん手形」の対象年齢につきましては、自動車運転免許における70歳以上の更新時に講習が義務付けられていることを始め、実際の手形の年齢別購入率(平成25年度)を確認しますと、78歳の方の43.7%を最高に、70歳代後半から80歳までの方が高くなっていることから、現状の70歳以上を対象とすることが妥当なものと認識しております。

今後におきましても、毎年実施している利用者アンケートの結果を踏まえ、高齢者のニーズに応じたサービスの提供ができるよう、研究してまいります。

(高齢福祉課)

- ⑥ いつでも、どこでも、だれでも安心して医療を受けられるよう、国民皆保険制度の継続と医療費の無料化を国に要求すること。

本市といたしましては、高齢化の進展や高度な医療の普及等による医療費の増大が進む中、誰もが安心して最善の医療が受けられるよう、国民皆保険制度を維持していくことが重要であると認識しております。

また、制度への財政基盤が重要課題であり、国におきましては、平成29年度を目途に、都道府県が国保の運営主体となることなどを閣議決定しており、引き続き、国の動向を注視してまいります。(国保年金課)



- ⑦ 年齢による医療差別である後期高齢者医療制度の廃止を、国に求めること。後期高齢者医療制度につきましては、社会保障制度改革推進法に基づき、必要な措置を平成26年度から順次講ずることとなっておりますので、引き続き、国の動向を注視してまいります。(国保年金課)

- ⑧ 国に対して、難病患者への公費助成のさらなる拡充と負担軽減を図るよう要求すること。

難病患者の医療費助成につきましては、制度発足以降、対象疾患は徐々に拡大されていることから、対象者の負担軽減を含め、引き続き、国の動向を注視してまいります。(健康医療課)